

新潟大学の障害学生支援

教育・学生支援機構学生支援センター障がい学生支援部門の設置について

1. 趣旨

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となることから、本学における障がい学生（本学に入学を希望する者を含む。）への全学的な支援体制の強化を図るため、教育・学生支援機構学生支援センターに「障がい学生支援部門」を設置した。

2. 業務

障がいのある学生（本学への入学を希望する者を含む。）の修学支援等に関すること。

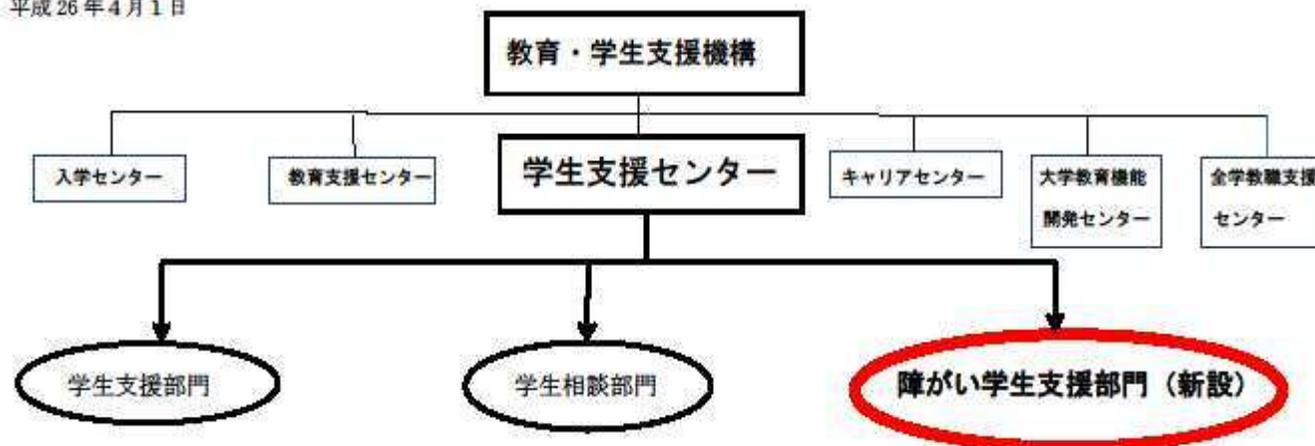
- (例)・障がい学生の受入方針の策定
- ・障がい学生のための教育方法等の提案及び調整
 - ・障がい学生からの相談対応
 - ・障がい学生へ支援情報等の発信
 - ・障がい学生支援の啓発
 - ・施設・設備のバリアフリー化への対応

3. 組織

- (1) 長澤正樹部門長（人文社会・教育科学系教授）
- (2) 村山賢一副部門長（保健管理センター講師）
- (3) 教育・学生支援機構専任教員のうちセンター担当を命じられた者（※特任教員1人を選考中）
- (4) その他必要と認める者

4. 設置日

平成26年4月1日



新潟大学障がい学生支援部門

- 目的: 障害のある学生の修学を支援する
- スタッフ: 部門長、副部門長、特任准教授、事務(2名)
- 業務
 - 支援会議、個別支援計画作成、授業者指導
 - 相談、修学支援、自己管理支援、合理的配慮の保障
- 現状: 支援学生約40名。
 - 相談件数約600件(H28年11月まで)

合理的配慮(例)

- 試験に関して
 - 試験時間延長・別室受験(監督者付)。用紙の拡大印刷。持ち込み可の場合:ipad(大学提供)許可。試験時の問題文、解答用紙のデータ(特製USB)。定期テスト → レポート
- 授業
 - 板書撮影・録音。レポート提出期日延長。代替科目。FM補聴器。クールダウンスペースの確保

大学としての取組

- 第3期中期目標・中期計画に位置づけ
- 大学としての差別の解消の推進に関する対応要領の作成
 - 主旨、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方、具体例、相談体制の整備、教職員への研修・啓発、その他
- 連携、情報収集
 - 全国高等教育障害学生支援協議会
- 情報のデジタル化事業(H28から)

